

放射線検査等に関する海外動向
(ブラッセル事務所調査速報)

2011年4月18日

1. 4月12日 ドイツ内務省のプレスリリースによると、ハンブルグ港では基準値として $0.2 \mu\text{Sv/h}$ が用いられるようである。詳細は以下のとおり。
 - ・ ハンブルク州政府の事前申告アンケートを船舶に送付。入港24時間までに申告させ、東京港、横浜港及び福島沿海を通った船舶につき、アンケート回答を評価して、放射能汚染の疑義がある場合には、当局が水上警察に連絡。水上警察は、所轄の(寄港する港湾所在の)州政府州)に伝達して対応。

ハンブルグ州では放射線検査のために水上警察が Brunsbuettel で上船し、港に到着するまでに検査を終わる見込み。船舶検査で $0.2 \mu\text{Sv/h}$ を上回った場合に情報を港湾管理者と船舶所有者に伝え、想定された陸揚地または「Finkenwerder Piles」で厳しい放射線検査を実施。
2. 4月13日 欧州委員会エネルギー総局が加盟国に対してrecommendationを発出した。これによるとコンテナ、船舶で $0.2 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線値が検出された場合は、欧州委員会まで通報し、措置を求めて知らせることを推奨しています。
3. 4月13日 ドイツでは、消費者保護・食品安全庁が13日、ドイツに入ってきた日本食品について、これまで放射線の混入はなく、通常のバックグラウンドレベル以下、上限値よりもはるか低いレベルにあるとプレス発表を行った。
4. 4月14日 報道(AFP 通信)によると、14日(木)フランスの核安全局は、これまで日本から空輸した工業製品を対象に100%放射能検査をしていたが、問題となるものは検出されず、一日あたり1便の検査に切り替えるとした。

以上